65歳以上の年金受給者で、 住民税を納税されている方に お知らせです。

## 平成21年10月より 住民税の年また き落としか始ま

〈特別徴収制度〉

〈特別徴収制度〉とは、年金保険者 が住民税を年金から引き落として 市区町村へ直接納入することです。



## 問い合わせ先 税務課 **73**40-5554

現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方には、 年4回、市役所や金融機関等に出向き、住民税を納めていただいていま す。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年 金から引き落とし、市へ直接納入することとなるため、納税の手間が 省かれるとともに、市の事務の効率化が図られるものと見込まれます。





## 新たな税負担が生じるものではありません

住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)の導入は、納税方法を変更するものであり、 この制度により新たな税負担が生じるものではありません。